**くらしの情報**

くらしの情報や各種募集、催し・講座、健康情報を紹介します。

**給与支払報告書を作成する準備は早めに行いましょう**

問い合わせ 税務課市民税担当　電話23-2148

給与支払報告書の作成・提出

　給与の支払いを行う法人または個人は、令和4年中に従業員（アルバイト・パートなどを含む）に支払った給料・賃金・賞与などを基に、給与支払報告書を作成し、提出してください。

　期限内に提出がないと、市民税・県民税の課税を年度当初で行えず、従業員が１回当たりに納付する金額が増える可能性がありますので、期限までの提出に協力願います。

　また、提出の際には、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の施行により、法人番号と従業員の個人番号の記載が必要です。全ての項目を正しく記入するよう、注意してください。

■提出期限

　令和5年1月31日（火曜日）

■提出先

　令和5年１月１日現在における従業員の住所地の市町村

※郵送の場合は、郵送する市町村の担当部署を確認し、提出期限まで到着するように郵送してください。

による提出の推奨

　インターネットを利用した地方税ポータルシステム（eLTAX）には、申告書の入力・計算誤りを防ぐチェック機能や、一度で複数の地方公共団体に提出できる機能などがあります。

　さらに、個人事業主や代理人が提出する際に必要な本人確認書類が不要です。詳しくは、地方税ポータルシステムのウェブサイトで確認してください。

市県民税課税通知書の送付

■特別徴収（月々の給与から天引き）

　令和5年５月15日（月曜日）に事業所へ発送する予定です。

■普通徴収（直接個人で納付）

　令和5年６月15日（木曜日）に本人へ発送する予定です。

**市民憲章に込められている思いを紹介します**

問い合わせ まちづくり推進課地域自治・NPO担当　電話23-5069

　大崎市民憲章は、平成18年11月３日に制定され、大崎市に住む全ての市民の基本的な規範、指針となる宣言です。

11月は、市民憲章の制定月に当たります。改めて、市民憲章に込められている思いを紹介します。

大崎市民憲章の構成

（前文）恵まれた自然、豊かな文化、先人の築いてきた歴史と伝統への敬意と賞賛をうたい、市の風景が浮かぶように表現されています。

（本文）市民が市に生きる誇りや喜びを感じ、市民としての責任を持ち、個人の尊重、互助精神、住民協働、安全・安心で快適な暮らし、人材育成や産業振興を希求し、先人から引き継いだ歴史や文化に磨きをかけ、次代を担う子どもたちが誇れる市を創造していくという思いが込められています。

■市民憲章の配布

　市民憲章の掲示を希望する個人や事業所などに、市民憲章を印刷した物（Ａ２サイズ、４２０ミリメートル×５９４ミリメートル）を配布しています。

　詳しくは、まちづくり推進課へ問い合わせください。

**令和5年度からの奨学生を募集します**

問い合わせ 学校教育課学校総務担当　電話72-5033

　令和5年４月に進学・進級する人で、大崎市奨学資金の貸与を希望する予約奨学生を募集します。

※高校在学中に貸与を受けていた人が、大学や専門学校へ進学し、引き続き貸与を希望する場合は、期間内に再度応募してください。

大崎市奨学資金とは

　有用な人材を育成するため、高校・大学への進学意欲と能力のある人に教育を受ける機会を保障し、無利子で奨学資金を貸与する制度です。

■貸与月額

高校生　１万5千円

大学生・短期大学生・専門学校生など　３万円

■貸与期間

　正規の修学年限が満了する月まで

■貸与方法

　年２回、奨学生名義の口座に振り込み

■対象

　次の全てを満たす人

❶保護者が市内に居住する人

❷経済的理由で修学困難な人

❸第１学年から応募時点までの５段階評定の平均値が３・０以上の人

※平均値が３・０未満の場合は、学校長の所見が必要です。

❹2人の連帯保証人がいる人（1人は保護者、もう1人は生計を別にする返済資力のある人）

■償還方法

　卒業した翌年から７年以内に年賦、半年賦、月賦のいずれかの方法で全額償還してください。

※利子はありません。

大崎市奨学資金の申請方法

　申請書などは、学校教育課および教育委員会古川支局・各支所、市内の中学校、大崎管内14高等学校で配布します。

■募集人員

高校生　10人程度

大学生・短期大学生・専門学校生など　20人程度

■募集期間

11月1日（火曜日）～12月9日（金曜日）

■奨学生の採用決定

　大崎市奨学資金貸与事業運営委員会で令和5年2月に審査・選考を行い、内定者を決定します。選考結果は、全応募者へ通知します。

　内定した人は、令和5年4月に誓約書と在学証明書を提出してください。その後、正式な貸与決定となります。

大崎市奨学資金貸与事業への寄付を受け付けています

　経済的理由で修学困難な学生に奨学資金を貸与するため、皆さんからの寄付を募集しています。寄付は、2,000円以上の場合に税制上の優遇措置（所得税や住民税などの控除）を受けることができます。詳しくは、学校教育課まで問い合わせください。

**『ささ結』を味わいませんか**

問い合わせ 農林振興課農業経営・水田農業担当　電話23-7090

第5回『ささ結』新米フェア『ささ結』新米フェアを11月1日（火曜日）～12月28日（水曜日）に開催します。期間中は、新米『ささ結』を使用したメニューが左表の店舗で提供されます。

　参加店マップは、市ウェブサイトや、『ささ結』公式ウェブサイトに掲載しています。

**全国すしの日 大崎『ささ結』寿司キャンペーン**

　11月1日（火曜日）は、全国すしの日です。大崎寿司業組合の協力で、全国すしの日の当日および新米フェア期間中（週1～2回）は、『ささ結』を使用したすしを左表の店舗で味わうことができます。

|  |  |
| --- | --- |
| 『ささ結』を使用したメニューの提供店舗 | |
| （電話25-8537） | 旬味酒菜 中鉢（電話22-3102 |
| 寿司正（電話23-2299） | 麺丼処 祝屋（電話23-4683） |
| あじわい亭（電話080-3497-1346） | 茶房 クレイン（電話23-0340） |
| （電話29-9130） | 旬彩亭 秀（電話23-0071） |
| 割烹 古梅荘（電話22-2818） | 旬菜ゆるり（電話26-2655） |
| リストランテUEMON（電話24-0065） | 日本料理 鳥文（電話22-0486） |
| 鉄兵衛 通揚本店（電話28-3232） | 和膳 きたはま（電話22-0595） |
| いざかや 鍋 ダイニング まる（電話23-6780） | クラフト木村（電話23-7211） |
| 旅館 青葉荘（電話22-0832） | とんかつ たいこう（電話23-4755） |
| Restaurant&Bar （電話23-4658） | 君鮨（電話23-3611） |
| じょん's キッチン | マツキッチン（電話090-8619-0977） |
| 呑み喰い処 （☎090-6450-4214） |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 全国すしの日 大崎『ささ結』寿司キャンペーン提携店舗 | |
| 君鮨（電話23-3611） | 寿司正（電話23-2299） |
| 浜寿司（電話22-4409） | もり繁寿司（電話23-5349） |
| 与五郎寿司北町店（電話24-2749） | ひかり鮨（電話24-2333） |
| あさひ鮨古川店（電話22-9900） | 寿しまるでん（電話39-7012） |
| 鉄兵衛 前田バイパス店（電話22-2239） | 寿司ノ藏（電話55-3858） |